

ざっくばらんわかばやし

第4号

若林地域生活支援ネットワーク会議は、しょうがい者支援に関わる施設や事業所、学校や地域のサポーターとして頑張っている人たちの「顔の見える関係づくり」、「問題・悩みを地域の課題として共有し合える場づくり」、「課題解決に向けたネットワークづくり」を目的に開催しています。

平成20年度第2回若林区地域生活支援ネットワーク会議報告

日 時 / 平成20年11月21日(金) 16:00~18:00
 場 所 / 若林区中央市民センター セミナー室A・B
 内 容 / 講話「スペシャリストに聞く！障がい者の成年後見制度とは」
 講師：大矢 和則氏(社会福祉士事務所はあとらんど(群馬県))
 共 催 / 若林区社会福祉協議会
 参加人数 / 51名(35事業所/その他、地区社協関係者や民生委員など)



第2回全体会では、「スペシャリストに聞く！障がい者の成年後見制度とは」と題し、群馬県で活躍されている大矢和則さん(社会福祉士事務所はあとらんど)を講師にお迎えしました。大矢さんは、社会福祉士として障がい者の成年後見に関わる業務を数多く行っています。講話では、「Q&A形式での制度説明」や「後見業務における事例」などを分かりやすくお話いただきました。

「親なき後のための成年後見。制度を利用しないと困る“そのうち”ではなく、申立人がいる“今のうち”が本当は大切なのです。」と大矢さん。本人を支援する一つの社会資源である「成年後見制度」を有効に使うためには、制度をしっかりと理解することが大切であることに改めて気づかされました。

<全体会の中からポイントをご紹介します！>

Q. 成年後見制度とは？

判断能力が十分でない方を、介護等ではなく法律行為(契約、財産管理等)で支援する制度のこと。
 ※判断能力の不十分な人が対象の「法定後見」と、判断能力のある人が対象の「任意後見」があり、支援をする人を成年後見人と呼びます。成年後見人は「本人と利害関係のない人」が適しています。

Q. 成年後見の申立ができるのは誰？

申立は、「本人」「配偶者」「四親等以内の親族」「検察官」「市町村長」ができます。
 ※制度を利用するには、家庭裁判所で手続きをする必要があります。

Q. 成年後見の申立にかかるお金はどのくらい？

申立まで：診断書、切手、戸籍謄本、印紙代等として、2万5千円程度。
 申立後：鑑定が必要になれば5~10万円程度。
 これらは申立人が支払います。ちなみに申立から審判までは平均3ヶ月かかります。

Q. 専門家等第三者の後見人に支払う報酬はどのくらい？

報酬額は分かりません。成年後見人の報酬額は本人の資産や活動の内容によって家庭裁判所が決め、本人の資産から払われます。つまり、報酬は後払いで本人の支払える範囲の額となるので、ケースによって様々なのです。

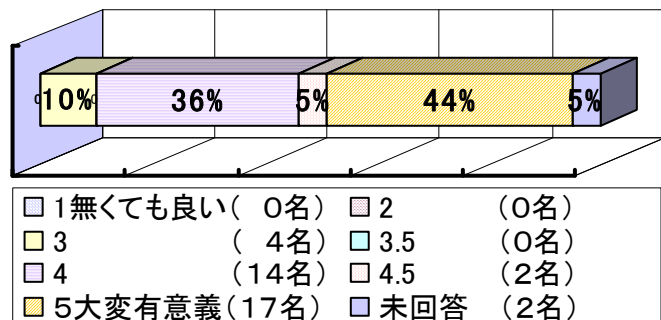
Q. 成年後見人にできないことって？

医的侵襲(手術等)に対する同意、身元引受人や身元保証人になる、一身専属行為(結婚、認知、遺言等)、本人の不動産を処分する、本人の通帳を管理して払戻や解約をする、本人の契約書にサインするなど様々。
 ※これらは成年後見人等の立場としてできないことです。成年後見人等が親族の場合、親族として関わることになります。

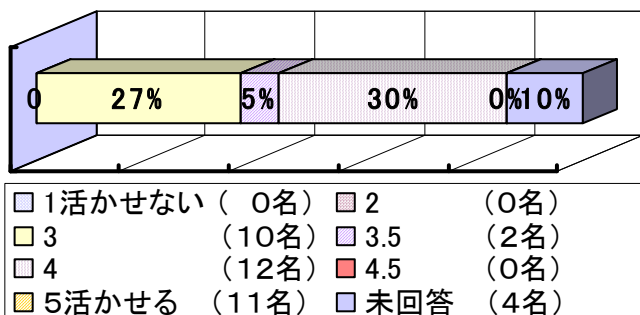
<< アンケート結果 >>

*回答者 39 名 / 参加人数 51 名 (回答率 76%)

1) 講話「スペシャリストに聞く！障がい者の成年後見制度とは」はいかがでしたか？



- ・詳しく、分かりやすく制度の内容などを話していただいたので良かった。(6)
- ・具体例を聞くことができて良かった。(6)
- ・もっと事例をお聞きしたかった。(3)
- ・どう説明するのが分かりやすいか知れて良かった。
- ・まもりぶとの関係、多重責務者などの場合はどうなるか仙台で活動している方の話も聞きたい。
- ・仕組みや経費などについてももう少し知りたかった。



- ・困った人がいたら是非学んだことを活かしたい。
- ・今後必ず相談や関わりがあるので参考になった。
- ・現在、利用者に声がけしているので活用したい。
- ・20歳になる障がい者がいるので勧めてみたい。
- ・もう少し事例がほしい。
- ・「親亡き後」の実態に合う具体的対応を明確にしたい。
- ・PRコーナーが良い。顔が一致すると関係作りに生かせるのでぜひ前に出て話してほしい。

- ・福祉サービスのサービスとは？
- ・障がい者にそった栄養ケアマネジメント
- ・就労支援について
- ・金銭管理。後見人制度の利用の仕方。
- ・日常生活支援について（職員の時間外対応とネットワークによる他機関との連携）
- ・各施設の特徴について
- ・障がい者の貧困、生活問題
- ・事例研究
- ・自立支援法について

4) その他、ネットワーク会議に期待することなど

- ・勉強会はさまざまな事を学ぶ機会になるので引き続き開催してほしい。
- ・早い時間帯のほうがよい。・おいに進めてほしい。
- ・広く門戸を開け色々な人の意見を聞くと良いと思う。
- ・今回のようなお話を聞ける機会は有意義なのでまたやってほしい。
- ・会場に余裕があれば今後も区外の関係者にも声がけしてほしい。

たくさんのご意見
ありがとうございました♪



◆ ◆ ◆ 第3回全体会開催のお知らせ！ ◆ ◆ ◆

今年度、3回目の全体会を行います。今回はグループワークを中心に行います。皆さんの日頃感じている、困っていること、悩んでいること、こういう取り組みをしたい！などの思いを語り合っていただきたいと思います。

今年度最後の開催となりますので皆さん、ぜひご参加ください！

また、全体会終了後は、同じ会場で引き続き茶話会を開催いたします。グループワークよりさらにぎっくらばらんに色々な話をしあえればいいなあと考えております。こちらにもぜひご参加ください！！

テーマ『ともに生きるを現実に ～今日はとことんグループワーク～』

日時：平成21年2月27日（金） 17：30～19：30

*今年度はできるだけ多くの方が参加できるよう時間帯を色々変えております。ご了承ください。

会場：若林区中央市民センター セミナー室A・B

*詳細、お申込につきましては別紙の「第三回若林区地域生活支援ネットワーク会議のお知らせ」をご覧ください。

発行者：若林区地域生活支援ネットワーク会議 事務局

佐藤	(若林区役所障害高齢課 282-1111)	／山口・檜山 (ピボット若林 282-4671)
伊師・吉田	(若林区社会福祉協議会 282-7995)	／樋口 (ぴあら若林 282-5188)
鴻野・森	(ほわっと・わたげ 285-3531)	／丸山 (ハンズ太白 308-8834)
野呂	(仙台市立病院 266-7111)	／相澤 (てれんこ 716-8152)